

議案第78号

日野町国民健康保険条例の一部改正について

日野町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年12月7日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町国民健康保険条例の改正が必要な理由と概要

1 改正理由

出産育児一時金の給付額は、平成26年11月27日付保保発1127第2号厚生労働省保険局保険課長通知により、健康保険法施行令第36条に規定する金額に財団法人日本医療機能評価機構の運営する産科医療補償制度における掛金の金額を加算し、42万円（令和3年11月時点）を支給することとされている。（産科医療保障制度に加入している医療機関での出産で、かつ在胎週数22週以降の出産の場合）

今回、上記産科医療保障制度における掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げられる見直しが行われたこと、その上で少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額は42万円を維持すべきと厚生労働省社会保障審議会医療保険部会「議論の整理」においてされたことを踏まえ、健康保険法施行令第36条に規定する金額を改正（40万4千円→40万8千円）する政令が公布された。

これを踏まえ、日野町国民健康保険条例においても上記健康保険法施行令と同様に定める出産育児一時金の支給金額の規定について、所要の改正を行う。

2 改正内容

条例第6条中「404,000円」を、「408,000円」と改める。

3 附則規程

（施行期日）

令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

施行日前に出産した被保険者に係る日野町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日野町国民健康保険条例（昭和45年日野町条例第33号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規定で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規定で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。